

条例案中間案の条例案素案からの主な変更点

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
1	条例の題名	1	関係団体・機関からの意見への対応 等	条例の題名はペンディングであり、今後津市の意見も踏まえて、委員間討議を行う旨を記載
2	前文	2	事務的な整理	第1段落中の「差別」を「不当な差別」に修正
3	前文	2	事務的な整理	第2段落中の「不当な差別の解消等の人権尊重に関する法整備」を「不当な差別の解消等を図るための人権尊重に関する法整備」に修正
4	前文	3	事務的な整理	【解説】の1として、第1段落における「人権に関する諸条約」の例示について記載
5	前文	3	事務的な整理	【解説】の2として、第2段落における「不当な差別の解消等を図るための人権尊重に関する法整備」の例示について記載
6	前文	3	事務的な整理	【解説】の3として、第3段落における「人権県宣言を決議」に関し、人権県宣言に係る決議を参考に記載
7	前文	4	事務的な整理	【解説】の4（2段落目）において、第5段落の「人権侵害行為を行った者等が（……）責任を負わなければならない」というのは、その者に起因する個々の人権問題の解決に係る責任を負うべきという趣旨である旨を記載
8	第1条（目的）	5	関係団体・機関からの意見への対応	条文中の「人権尊重に関し」の次に「、基本理念を定め、及び」を追加するとともに、「その施策の基本となる事項を定めること等」における「等」を削除
9	第2条（定義）	6	執行部意見への対応	第3項の「人権侵害行為」の定義において、例示として「いじめ、虐待、プライバシーの侵害、 ^{ひぼう} 誹謗中傷」を追加
10	第2条（定義）	6	事務的な整理	【解説】の2・3として、「性的指向」、「性自認」の内容について記載

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
11	第2条(定義)	6	事務的な整理	【解説】の4において、「門地」を「人種等の属性」(第1号)の例示として挙げていない趣旨について記載
12	第2条(定義)	7	関係団体・機関からの意見への対応	【解説】の5において、「被差別部落の出身であること」はあくまで例示であり、「被差別部落に在住していること」や「祖先が被差別部落出身であったこと」なども「人種等の属性」に含まれることを記載
13	第2条(定義)	7	事務的な整理	【解説】の7(1段落目)において、「人権侵害行為」(第3号)の例示として、DV、パワハラ、体罰を追加
14	第2条(定義)	7	会派意見への対応	自由民主党からの会派意見を踏まえ、【解説】の7(2段落目)において、具体的にどのような行為が「人権侵害行為」に当たるかについての考え方等について記載
15	第2条(定義)	8	執行部意見への対応	【解説】の8として、「人権侵害行為」の定義における「権利利益」の趣旨について記載
16	第3条・第4条(基本理念)	9	事務的な整理	「県民の責務」(第6条)等で「基本理念にのっとり」としていることとの整合を図るため、第3条中の「(以下「人権施策」という。)」の次に「県民、事業者等が行う人権尊重に関する活動」を追加
17	第3条・第4条(基本理念)	9	事務的な整理	第4条第1項中の「不当な差別その他の人権侵害行為」を「不当な差別をはじめとする人権侵害行為」に修正
18	第3条・第4条(基本理念)	9	事務的な整理	第4条第2項中の2箇所の「当該属性」を「当該人種等の属性」に修正
19	第3条・第4条(基本理念)	10	事務的な整理	【解説】の2として、第3条第7号中の「多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会」がSDGsを達成することにより目指す社会をイメージしたものであること等について記載
20	第3条・第4条(基本理念)	10	事務的な整理	【解説】の3において、第4条第1項で禁止される「不当な差別をはじめとする人権侵害行為」の例示として、DV、パワハラ、体罰を追加

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
21	第5条（県の責務）	11	事務的な整理	第2項中の「関係部局等間での連携の強化」を「関係部局等相互の緊密な連携」に修正
22	第7条（事業者の責務）	13	事務的な整理	【解説】の1として、「従業員その他の関係者」の想定内容等について記載
23	第8条 （特定電気通信役務提供者の責務）	14	事務的な整理	第1項中の「特定電気通信役務提供者（……）は」の次に「、基本理念にのっとり」を追加
24	第8条 （特定電気通信役務提供者の責務）	15	事務的な整理	【解説】の2・3として、プロバイダ責任制限法の政府解釈に基づき、第2項中の「人権侵害行為が行われていることを知った場合」及び「人権侵害行為に係る情報の不特定多数の者に対する送信を防止する措置」の解釈について記載
25	第11条 （人権施策基本方針）	18	事務的な整理	第2項第3号中の「人権問題を解消するための体制の整備」における「の整備」を削除
26	第11条 （人権施策基本方針）	18	事務的な整理	第5項中の「施策の実施状況」を「人権施策の実施状況」に修正
27	第12条（相談体制）	19	執行部意見への対応	第1項中の「その他の関係者」を「その他の者」に修正し、【解説】の1として、その趣旨を記載
28	第12条（相談体制）	19	執行部意見への対応	第2項第1号中の「市町、関係機関等と」の次に「必要に応じて」を追加
29	第12条（相談体制）	19	事務的な整理	【趣旨】（2段落目）において、守秘義務を規定する趣旨について記載
30	第12条（相談体制）	20	執行部意見への対応	【解説】の4（2段落目）において、相談があったときの「必要な対応」には丁寧な傾聴等が当然に含まれる旨を記載
31	第12条（相談体制）	20	執行部意見への対応	【解説】の4（3段落目）において、関係者間の調整等を継続することが困難と判断される場合の対応について記載
32	第12条（相談体制）	20	執行部意見への対応	【解説】の5として、相談体制における「助言」の想定内容等について記載

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
33	第12条（相談体制）	20	執行部意見への対応 関係団体・機関からの意見への対応	【解説】の6として、相談体制における「調査」の想定内容等について記載
34	第12条（相談体制）	20	執行部意見への対応	【解説】の7として、相談体制における「関係者間の調整」の想定内容等に記載
35	第13条 （助言、説示及びあっせんの申立て）	22	執行部意見への対応	申立ての除外理由として「障がい者差別解消条例の申立ての対象であるもの」を挙げること（第4条第4号）について、ペンディングを解除
36	第13条 （助言、説示及びあっせんの申立て）	22	執行部意見への対応	【趣旨】（2段落目）において、紛争解決体制を設ける趣旨について記載
37	第13条 （助言、説示及びあっせんの申立て）	23	執行部意見への対応	【解説】の1において、助言・説示・あっせんの申立てができる「その他の関係者」の想定内容等について記載
38	第13条 （助言、説示及びあっせんの申立て）	23	事務的な整理	【解説】の2（1段落目）において、申立ての対象を「不当な差別」とする趣旨について記載
39	第13条 （助言、説示及びあっせんの申立て）	23	執行部意見への対応	【解説】の3として、紛争解決体制における「助言」の想定内容等について記載
40	第13条 （助言、説示及びあっせんの申立て）	24	執行部意見への対応	【解説】の4として、紛争解決体制における「説示」の想定内容等について記載

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
41	第13条 (助言、説示及びあっせんの申立て)	24	執行部意見への対応	【解説】の5として、紛争解決体制における「あっせん」の想定内容等について記載
42	第13条 (助言、説示及びあっせんの申立て)	24	執行部意見への対応	【解説】の6として、第1項中の「相談を経てもその解決が期待できないと認められるとき」の考え方について記載
43	第13条 (助言、説示及びあっせんの申立て)	24	執行部意見への対応	【解説】の7として、第2項中の「正当な理由」の想定内容等について記載
44	第13条 (助言、説示及びあっせんの申立て)	25	執行部意見への対応	【解説】の8(2段落目)において、紛争解決体制の仕組みと法務省の人権侵害事件の調査処理手続との関係性の整理について記載
45	第13条 (助言、説示及びあっせんの申立て)	25	執行部意見への対応	【解説】の9として、申立ての除外理由として「行政不服審査法等の対象となるもの」を挙げていることの趣旨等について記載
46	第13条 (助言、説示及びあっせんの申立て)	25	執行部意見への対応	【解説】の10として、申立ての除外理由として「障がい者差別解消条例の対象となるもの」を挙げていることの趣旨や、(同条例の対象とならない)障がいを理由とする不当な差別的言動等は本条例の対象となることについて記載
47	第14条 (助言、説示及びあっせん)	26 27	事務的な整理	助言・説示・あっせんの対象者を明記するという趣旨から、第1項において、「申立て(……)があったときは」の次に「、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)、相手方その他の関係人(説示にあっては、相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に限る。)に対し」を追加するとともに、【解説】の3として、その考え方について記載

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
48	第14条 (助言、説示及びあっせん)	26	執行部意見への対応	第3項として、知事は、関係する県の機関に必要な協力を求めることができる旨を規定
49	第14条 (助言、説示及びあっせん)	26	執行部意見への対応	【解説】の1において、紛争解決体制における「助言・説示・あっせん」と相談体制における「関係者間の調整」等との違いや、助言・説示・あっせんが訴訟の準備段階として行われるものではない旨を記載
50	第14条 (助言、説示及びあっせん)	26	執行部意見への対応	【解説】の2として、助言・説示・あっせんの主体について、知事が一元的に行うことを想定している旨等を記載
51	第14条 (助言、説示及びあっせん)	27	執行部意見への対応	【解説】の4において、第1項中の「助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められるとき」の例示として、5) 専門機関等での対応を継続することが適切と判断される場合、6) 法務省の人権侵犯事件の調査処理手続の結論(説示等の措置)に対する不服を理由とする場合を追加
52	第14条 (助言、説示及びあっせん)	27	執行部意見への対応	【解説】の4の脚注(4)において、「相談による対応が十分尽くされていない場合」の考え方について記載
53	第14条 (助言、説示及びあっせん)	27	執行部意見への対応 関係団体・機関からの意見への対応	【解説】の5として、紛争解決体制における「調査」の想定内容等や、相談体制における「調査」との違いについて記載
54	第14条 (助言、説示及びあっせん)	28	執行部意見への対応 関係団体・機関からの意見への対応	【解説】の6として、第2項中の「正当な理由がある場合」の想定内容等について記載
55	第15条(勧告)	29	関係団体・機関からの意見への対応	【解説】の1(2段落目)において、勧告の次の段階として命令や氏名の公表等の制裁的措置を設けていない趣旨について記載
56	第15条(勧告)	29	執行部意見への対応	【解説】の3として、「正当な理由」の想定内容等について記載

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
57	第 17 条 (助言、説示及びあっせん並び に勧告の状況の公表)	31	関係団体・機関から の意見への対応	【解説】の 2 として、公表に当たっての注意事項について記載
58	第 17 条 (助言、説示及びあっせん並び に勧告の状況の公表)	31	事務的な整理	【解説】の 3 において、「市町等の関係者に対する個別伝達」については、「公表」自体ではないと考えられるので、公表の例示ではなく、公表にあわせて行うことが望まれるという旨に記載を修正
59	第 17 条 (助言、説示及びあっせん並び に勧告の状況の公表)	31	事務的な整理	【解説】の 4 として、障がい者差別解消条例の施行規則の規定内容を参考に、公表する「必要な事項」の想定内容について記載
60	第 18 条 (三重県差別解消調整委員会)	32	執行部意見への対応	【解説】の 1 として、調整委員会の所管及び権限について記載
61	第 18 条 (三重県差別解消調整委員会)	33	関係団体・機関から の意見への対応	【解説】の 3 において、委員として、人権に関して精通しており、経験も豊富な弁護士を任命することが想定される旨を記載
62	第 19 条 (人権教育及び人権啓発)	34	執行部意見への対応	第 1 項、第 2 項及び第 3 項中の「、市町、関係機関等と連携し」を、それぞれ「県は」の次に移動
63	第 19 条 (人権教育及び人権啓発)	34	関係団体・機関から の意見への対応 等	【解説】の 2 として、「学校教育等」には、幼稚園や保育所での就学前教育等が含まれる旨を記載
64	第 19 条 (人権教育及び人権啓発)	34	事務的な整理	【解説】の 3 (3 段落目) において、ヘルプマークの普及運動など、「運動」的な要素を持つ人権教育・人権啓発も期待される旨を記載
65	第 20 条 (人権侵害行為による被害の救済)	36	関係団体・機関から の意見への対応	条文の見出しを「人権侵害行為による被害に係る支援」から「人権侵害行為による被害の救済」に修正
66	第 20 条 (人権侵害行為による被害の救済)	36	執行部意見への対応	条文中の「、市町、関係機関等と連携し」を「県は」の次に移動

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
67	第 20 条 (人権侵害行為による被害の救済)	36	関係団体・機関からの意見への対応	【解説】の1において、提供される「情報」の想定内容を記載
68	第 21 条 (実態調査)	37	執行部意見への対応	条文中の「、市町、関係機関等と連携し」を「県は」の次に移動
69	第 21 条 (実態調査)	37	関係団体・機関からの意見への対応	【解説】の1において、実態調査の具体的手法として、不当な差別等の当事者に対する生活実態等の調査が想定される旨を記載
70	第 22 条 (情報の収集、蓄積及び分析)	38	執行部意見への対応	条文中の「、市町、関係機関等と連携し」を「県は」の次に移動
71	第 25 条 (三重県人権施策審議会)	41	事務的な整理	調整委員会の設置規定との表現ぶりを統一する観点から、他の県条例の審議会の設置規定の状況にも鑑み、第1項中の「調査審議するため」の次に「、知事の附属機関として」を追加するとともに、「設置する」を「置く」に修正
72	附則	45	執行部意見への対応	第1項において、施行期日を原則、公布日とし、第3章(不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制)の規定については令和5年4月1日施行とする旨を規定
73	附則	45	事務的な整理	第2項において、第3章(不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制)の規定の準備行為は、その施行日前においても行うことができる旨を規定
74	附則	45	執行部意見への対応	第3項において、人権施策基本方針に関する経過措置について規定
75	附則	46	事務的な整理	第4項において、助言・説示・あっせんの申立て期間に関する経過措置について規定
76	附則	47	事務的な整理	第5項において、審議会の委員に関する経過措置について規定
77	附則	47	執行部意見への対応	第6項において、条例施行後おおむね4年ごとに検討する旨を規定